

資金決済法とリテール決済ビジネスの今後の展開

今年4月に施行された注目の「資金決済法」。変化の激しい個人向け決済ビジネスに様々な面でインパクトをもたらすことが予想される。とりわけ規制緩和となる資金移動業は、業務・インフラ面で相応の負荷を覚悟する必要があるものの、新たなビジネスチャンスを生み出すと考えられる。

個人向け決済ビジネスの進展と資金決済法の制定

昨今、個人を対象とした決済ビジネスの世界では、IT技術などを背景とした様々なサービスが登場してきている。とりわけ電子マネーは、その利便性が消費者の心を掴み取扱高1兆円¹⁾を超える規模にまで成長を遂げた。

しかしその一方で決済を一元的に規制する法制度は存在しなかった。決済サービスの最終利用者である消費者を決済事業者の倒産や二重払いのリスクから保護するため、決済事業者を規制する法律の整備の必要性が叫ばれていた。また、規制緩和により決済の利便性を高めていくべきだ、との議論も根強くあった。送金は銀行の独占業務だったが、手数料が高いなど消費者のニーズにマッチしておらず、これを改善するために銀行以外の事業者に送金業務を開放し決済サービスの利便性を高めていく必要がある、といった主張である²⁾。

こうした状況を踏まえ、金融庁は幅広い決済サービスを対象に法制化の検討を行った。その結果、法整備の必要性・緊急性が高い送金などのサービスを対象に法案化が行われ、2009年6月資金決済法が成立、今年4月に施行された。収納代行や代金引換、ポイントなどについては規制のあり方について検討メンバー間で見解の違があったため法制化が見送られたが、検討を行った金融庁内のワーキンググループは利用者保護の観点で引き続き注視が必要であると結論付けている。

資金決済法のポイント

資金決済法は第1条³⁾にあるように、電子マネーに代

表される前払式支払手段・資金移動（「銀行等以外の者が行う送金」）・資金清算を対象とした法律である。現行制度に比べた場合、規制・監督強化の側面と規制緩和の側面がある。

前払式支払手段については、規制・監督の強化となる。従来、前払式支払手段は「前払式証券の規制等に関する法律」（通称プリカ法：資金決済法の施行に伴い廃止）によって規制されていた。プリカ法では、カードに電磁的手段などにより残高が記録される、いわゆる媒体型の前払式支払手段のみが対象とされ、サーバに残高が記録されるサーバ型は規制の対象外だった。利用者保護の観点からすると両方で規制を異にする必要はないため、資金決済法ではサーバ型にも発行保証金の保全義務など媒体型とほぼ同じ規制を課している。

一方、規制緩和となるのが資金移動だ。銀行法によって送金のような為替業務は銀行のみが行えるとされてきたが、資金移動業者の登録を受ければ、少額（1回につき100万円以内）の送金を行うことができる。少額に限定されるため、主に個人を対象とした送金サービスに銀行以外の事業者が参入できることになる。

資金決済法で広がるビジネスチャンス

ここからは、規制緩和となる送金サービスについて、そのビジネスチャンスや、新規参入の際の要件を見ていこう。

前述の通り資金移動業者として登録を受ければ、銀行でなくても送金サービスを提供することが可能になる。しかし、個人向け送金サービスそれ自体にどれだけニーズがあるか、しっかり見極める必要がある。送金サー

NOTE

- 1) 2009年の取扱件数。出所) 日本経済新聞
- 2) 楽天による「楽天キャッシュ」の交換・換金のように実質的に送金と評価できるサービスは存在していた。
- 3) 資金決済法第1条「この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。」
- 4) SMS (Short Message Service) を使った送金サービス。実際の現金の受け渡しは携帯電話の販売代理店等で行われる。

ビスの代表的な利用用途はEC決済や個人間送金などが、前者はクレジットカードを中心にすでに多くの決済手段が提供されており、送金サービスが入り込む余地は少ないように思える。

個人間送金についてはどうか。海外では携帯電話会社によるSMS送金サービス⁴⁾やオークションサイトによる個人間送金サービスなどが存在する。爆発的な普及を見せている例もあるが、銀行に口座を持っていない人が、その代替手段として利用しているという側面がある。ほとんどの人が難なく銀行口座を持てる日本とは状況が違うため注意が必要だ。ただし、外国人労働者による本国への送金は一定のニーズを見込むことができそうだ。

また、ECサイトや携帯電話会社が既存顧客へのサービス向上策として取り組む価値は十分あると思われる。ノンバンクなど銀行以外のリテール金融機関が元々持っている金融機能に送金機能をプラスして提供することも考えられる。さらに、電子マネーと組み合わせ、送金用のプール資金をサーバ型電子マネーとして決済に利用できるといったサービスも検討の余地があろう。これらの事業者はいずれも、送金サービスを展開するにあたり、顧客基盤や送金と親和性の高いサービスを持っているという意味で優位な立場にある。

資金移動業者に求められる業務とインフラ

資金移動業を営むには、どのような業務・インフラが必要となるのだろうか。

業務面では履行保証金の保全業務が重要である。履行保証金とは資金移動を確実に遂行するためにプールしておくことを義務付けられた資金である。資金移動業者が

破産した際、利用者はここから他の債権者に先立ち優先的に弁済を受けることができ、資金の倒産分離が図られている。この制度は利用者保護を図るとともに、金融システムの安定化という意義も持っている。また、銀行取引との誤認防止や、標準履行期間などの利用者への情報提供、受取証書の交付等も法で定められており、業務への組み込みが必須である。さらに、資金移動業者は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯収法)の適用を受けることとなったため、10万円以上の送金や送金口座の開設時に本人確認の義務を負う。

インフラ面では、送金を受け付けるチャネルや送金用口座を管理するためのシステムが必要になる。現金の入出金を可能とするためには、さらにその受け渡し、保管、輸送のためのインフラが必要になる。犯収法の適用を受けることから、本人確認のみならず、今後マネーロンダリング対策をシステム的に行うことが必須要件になる可能性もある。

このように、業務・インフラ両面でのハードルは決して低くない。これから参入する国内の事業者はすでに海外で送金サービスを行っているWestern UnionやPayPalといった事業者との競争を余儀なくされる。競争に打ち勝つためには、効率的なサービスを行うための業界ルールの策定や共通インフラの構築、アライアンス戦略などが今後の課題となる。

Writer's Profile



八坂 明光 Akihiko Yasaka

金融システム開発四部
主任システムコンサルタント
専門はノンバンク(カード等)業界の業務分析・システム企画
a-yasaka@nri.co.jp